

一般社団法人クリニカルバイオバンク学会会則

(2018年4月18日制定施行)

第1章 名称

第1条 この法人は、一般社団法人クリニカルバイオバンク学会（英語名称：Society of Clinical Biobank 略称：SCB）と称する。

第2章 目的及び事業

第2条 この法人は、診療施設併設型バイオバンクに関する研究と、会員相互の情報交換を行うことにより、「高効率・高品質の検体保管」、「臨床現場に即した生体試料の管理と解析」及び「バイオバンクの社会還元」を実現するための情報・技術の共有及びゲノム医療を中心とした先進的な医療を推進し、精密医療（プレシジョンメディシン）の発展に寄与することを目的とする。

第3条 この法人は、前条の公益目的を達成するために、下記の事業を行う。

1. 療施設併設型バイオバンクの普及事業と学術集会の開催
2. バイオバンクにおける品質管理、標準化、ネットワーク活動
3. ゲノム医療の推進に係る事業
4. バイオメディカルインフォマティクスの推進に係る事業
5. 検体の分譲に関する支援事業
6. その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第4条 本会の事務所は北海道札幌市に置く。

第3章 会員

第5条 本会の会員は、バイオバンク・生体試料管理・病理学・臨床検査医学・クリニカルシークエンスに携わるものとする。

第6条 本会に入会を希望する個人又は団体は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受け、且つその年度の会費を納入しなければならない。退会を希望する場合は理由をつけて申出ること、但し未納の会費はこれを完納する義務がある。

第7条 会員は毎年11月末日までにその年度会費を納入する義務がある。

第8条 本会の会費の額は、以下のとおりとする。

会員の種類	年額
正会員	5,000円
学生会員	無料
企業会員	50,000円

第9条 会員は、入会申し込み時の提出事項に変更が生じた場合には速やかに事務局へ届け出るものとする。

第10条 年度途中で退会する場合、その年度の残存期間に相当する会費の返却はしない。

第11条 1年間の会費を完納しない会員は除籍とするが、次年度中に前年度分を合わせて会費を支払えば復会できるものとする。

第12条 除籍後1年以上経過して復会を希望する場合は、改めて再入会の手続きを行うものとする。

第13条 企業会員については、学術集会において次に示す恩恵を受けられるものとする。1) 学会ホームページ上に広告を掲載する。2) シンポジウム開催時の展示場所の優先権を得られること。

第14条 本会の名誉を傷付け、また本会の目的に反する行為があったものは、理事会の議を経て除名することができる。

第15条 本会の理事は正会員の中から選出することができる。

第4章 会計

第16条 本会の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

第5章 部会

第17条 本会には、研究テーマに即して部会を置くことができる。

第6章 守秘義務

第18条 会員は、本会で知り得た会員の秘密情報に関して、許可無く発表、公開、漏洩、利用してはならない。

第19条 会員は、本会内で提示する当該会員の資料や発言が秘密事項に該当する場合は、その旨を申し出て、他の会員に秘密情報であることを周知することとする。

第7章 広報

第20条 会員は、本会で得られた成果に関する情報を外部へ公表しようとする場合には、事前にその内容を事務局及び関係者に通知するものとする。

第8章 知的財産

第21条 会員は、本会の活動において発明等を行った場合は、当該発明等に係る知的財産権の取り扱いについては、関係する会員等と別途協議し、決定する。

第9章 名義等の使用禁止

第22条 会員は、本会の名称、略称、マーク、エンブレム、ロゴタイプ、標章等を自社製品の

広告の目的その他の営利目的に使用しようとするときは、事前に理事会の同意を得なければならない。

第10章 法令遵守

第23条 会員は、関係法令等（法令のほか、通達、政府指針、条例等を含む。）を遵守するものとする。

第11章 管轄裁判所

第24条 本会則に関し、訴訟が生じた場合は、事務局の所在地を管轄する裁判所を、管轄裁判所とする。

第12章 疑義の解決

第25条 会員及び事務局等は、本会則に定められた各条項を、信義をもって誠実に遵守し、会則に定めのない事項または本会則の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、協議の上誠意を持って解決にあたることとする。

第13章 会則の変更

第26条 本会則を変更する場合は理事会の承認を得なければならない。

付 則

1. 本会則に定めのない事項は理事会で協議の上、決定する。
2. 本会則は2018年4月18日から施行する。ただし、本細則の変更を実施するための必要な措置は予め理事会が行うことができる。